

役員等の報酬及び費用弁償等支給に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人須崎福祉会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、業務執行理事をいう。
- （3）非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- （5）費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、及び手数料等の経費であり、報酬等とは、明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 本会は、常勤役員及び非常勤役員等の職務遂行の対価として報酬を支給する。

- （1）理事長に対する報酬は、業務運営等の出務、1回につき12,000円を支給する。
- （2）業務執行理事 無報酬
- （3）非常勤役員等に対する報酬は、評議員会、理事会、監査等に出席の都度、1回につき12,000円を支給する。

（報酬の支給方法）

第4条 報酬の支給は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、その支払う報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

（費用弁償）

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払を要するものについては、前もって支払うものとする。

2. 前項について、その支給額等については、本会の旅費規程に準ずるものとする。

(退職慰労金)

第6条 本会の役員等として2か年以上在職し退任したときは、退職慰労金を支給することができる。

2. 退職慰労金の支給基準は、次のとおりとする。ただし本会の事業に特別に功労のあった者に対しては、この基準に定めるもののほか、理事長が適当と認める額を支給することができる。

役 員 期 間	支 給 額
2年以上5年 未満のもの	30,000円
5年以上10年 未満のもの	50,000円
10年以上20年 未満のもの	100,000円
20年以上のもの	200,000円

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の34第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議によりおこなうものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は昭和63年4月1日から施行する。

2. 平成2年5月31日一部改正 平成 2年 4月 1日から施行

3. 平成4年3月12日一部改正 平成 4年 4月 1日から施行

4. 平成4年5月27日一部改正 平成 4年 4月 1日から施行

5. 平成7年3月27日一部改正 平成 7年 4月 1日から施行

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 6. 平成9年12月12日一部改正 | 平成10年 1月 1日から施行 |
| 7. 平成13年12月7日一部改正 | 平成13年12月 1日から施行 |
| 8. 平成28年11月24日一部改正 | 平成29年 4月 1日から施行 |
| 9. 令和3年3月18日一部改正 | 令和3年 4月 1日から施行 |
| 10. <u>令和6年3月15日一部改正</u> | <u>令和6年 4月 1日から施行</u> |